

輪島市監査公表第 2号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年1月4日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月12日（金） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度監査資料（平成22年4月から9月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○福祉課の業務は、障害者福祉、生活保護等の社会福祉、保育所の管理運営及び児童福祉等と多岐にわたっており、説明の聴取により限られた職員で大変ご苦労されていることがわかった。生活保護業務については、今年度からケースワーカーが1名増となったと伺ったが、今後とも生活保護受給者への的確な対応をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 保育所保育料の滞納について

保育料の滞納額は増加しており、収納計画をさらに厳しくすることが重要である。きちんとした分納計画書の提出を求めて、滞納額の減少に努めていただきたい。

② 生活保護費返還金の滞納について

支給済みの生活保護費の返還金が生じ、かつ滞納となっている。これは支給要件を満たしていない事例の返還金とのことであり、返納するための相談を受けている旨の説明を受けたが、毎月必ず納入するよう厳しい対応をお願いする。

③ 費用弁償の支払いについて

「障害程度区分認定審査会」に出席された方々への費用弁償は、開催の都度、または1ヵ月分毎等すみやかに支払うべきである。